

参加者の有無を確認する公募手続きに係る公示書

令和6年7月4日

農林水産局水産部水産振興課

1. 公募の趣旨

福岡市漁協（以下：市漁協）では、家族や親族等の縁故による地域内からの新規就業者の採用に留まっていることや、就業希望者に対して漁業種類や従事時間等の就業内容に関する情報が不足していることが要因で、漁業就業者の減少に歯止めがかかっていない。将来に渡って一次産業が継続されるには、地域内外を問わず新規就業者を確保することが課題である。しかし、現在、市漁協では地域外からの新規就業者を採用する体制が整備されていない状況である。

本業務については、市漁協本所・各支所に対し、密に聴取を重ね、新規就業者の採用体制構築を図るための調査業務である。市漁協と信頼関係性がすでに築かれていることや、水産業に関する専門的な知識を要する。

そのため、特定の者を相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の公募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合、応募者があっても4.の公募要件を満たすと認められる者がいない場合、公募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続きに移行する。

なお、4.の公募要件を満たすと認められる者がいる場合は、指名競争入札等を実施する予定である。

2. 請負契約等の概要

(1) 請負契約等の件名

漁業就業者採用体制づくり調査業務委託

(2) 請負契約等の内容

- ①市漁協本所・各支所の現状の調査
- ②市漁協本所・各支所の新規就業者受入れ意識の調査
- ③新規就業へのハードル調査
- ④新規就業者受入れに必要な事項（短期的に実行可能なもの）の調査
- ⑤問題点への対応策（複数提示すること）
- ⑥報告書作成

⑦質問対応

(3) 履行期間 (予定)

契約締結の日から令和7年3月31日まで

3. 参加資格

参加意思確認書を提出する者は、次のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 「福岡市競争入札参加停止等措置要領」に基づく競争入札参加停止措置、競争入札参加資格取消措置又は排除措置を受けている期間でないこと。ただし、当該公募手続きの結果行うこととなった指名競争入札等の手続き期間において、「福岡市競争入札参加停止等措置要領」に基づく競争入札参加停止措置、競争入札参加資格取消措置又は排除措置を受けている期間が終了していると判断されるものを除く。

4. 公募要件

次の各号に掲げる要件を満たす者でなければ、本件入札に参加することはできない。

- (1) 市町村民税（延滞金等含む）、消費税及び地方消費税に滞納がないこと。
- (2) 経営状態が著しく不健全であると認められないこと。
- (3) 別途、公募説明書に添付する仕様書にて定める内容全てに確実に対応できること。
- (4) 市漁協本所・各支所と類似業務の実績があること。あわせて、信頼関係がすでに築けており、業務を円滑に遂行できること。

5. 手続き等

(1) 公募説明書の配布期間、配布場所及び配布方法等

① 配布期間

令和6年7月4日 ～ 令和6年7月19日まで

毎日、10時00分から16時00分まで。（閉庁日を除く）

② 配布場所

農林水産局水産部水産振興課

所在地：福岡市中央区天神1丁目8番1号

電話：092-711-4364

担当：原口

③ 配布方法

配布場所において配布します。

④ 配布書類

公募説明書、仕様書、参加意思確認書

(2) 参加意思確認書の提出期間、提出場所及び提出方法

① 提出期間

令和6年7月4日～令和6年7月19日まで

毎日、10時00分から16時00分まで。（閉庁日を除く）

② 提出場所

(1) ②に同じ。

③ 提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に請負契約等の履行に必要な要件を満たすことを証する書類を作成・添付し、提出期限までに直接持参すること。

6. 問い合わせ先

農林水産局水産部水産振興課

所在地：福岡市中央区天神1丁目8番1号

電話：092-711-4364

担当：原口

7. 予算その他本市の事情により、当該公募手続きの中止又は当該手続きにより行うこととなった当該業務の指名競争入札を中止する場合がある。

8. その他詳細は公募説明書による。